

いわて保健福祉基金助成金について

いわて保健福祉基金とは

いわて保健福祉基金（以下「基金」とします。）は、「高齢者の保健福祉の増進を図るため、地域の実情に応じた民間活動に助成すること」を目的として、国からの地方交付税により、岩手県が設置した基金です。

岩手県の基金の額は33億円で、財団法人岩手県長寿社会振興財団（以下「財団」とします。）において管理しています。

財団では、この基金の運用益により、次のような助成金の交付を行っています。

助成の対象事業

助成の対象は、高齢者の保健や福祉の増進など、長寿社会と地域福祉を支えるために民間の団体等が行う、別表に掲げる事業で先駆、先導的な事業です。

ただし、営利を目的とする事業を除きます。

なお、県が設置した「基金」であることから、県の保健福祉分野の重点施策や広域的な観点から実施される事業であることが前提です。

ただし、単一の市町村内で実施される事業であっても、特に県全体のモデルとなるような事業については、対象とします。

また、高齢者等が主体となっている団体が、地域において行う社会貢献活動については、「高齢者社会参加推進事業」の特別枠が設けられています。

助成の対象者

助成対象者は、県内に住所又は活動の本拠を有し、助成対象事業を確実に遂行できる団体、法人、個人とします。

助成額及び助成対象経費

助成額は、申請書類等の審査及び調査の結果、事業に必要と認められる額です。助成の対象となる経費は、事業実施に直接必要と認められる経費です。

ただし、次に掲げる経費のほか償還金、出資金等は対象となりません。

① 土地の購入及び建物の購入又は建設に要する経費

② 職員給与等、団体の運営に要する経常的経費

助成の期間

単年度助成が原則で、申請年度内に事業が完了する必要があります。

ただし、事業の実施効果を高度に発揮させるため、年次計画で実施する事業については、年度ごとの事業実施効果を審査して、継続助成が必要と認められる場合に限り、5年間を限度として助成することができます。

助成事業への応募

助成を希望する場合は、所定の期日までに「助成金交付要望書」を財団に提出していただきます。

ただし、特別枠の「高齢者社会参加推進事業」については、県が設置する「岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンター」（盛岡駅西口：アイーナ6階）です。なお、助成についての相談は財団で随時受け付けます。

助成の決定

助成金交付要望書の受理後、「いわて保健福祉基金助成審査委員会」の審査を経て、助成を行うことが適当と認められる事業について、内定の通知（以下「内示」とします。）を行います。

内示後、助成金交付申請書の提出を受け、審査を行って、助成を決定します。

なお、助成の決定に当たっては、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

助成金の交付及び実績報告

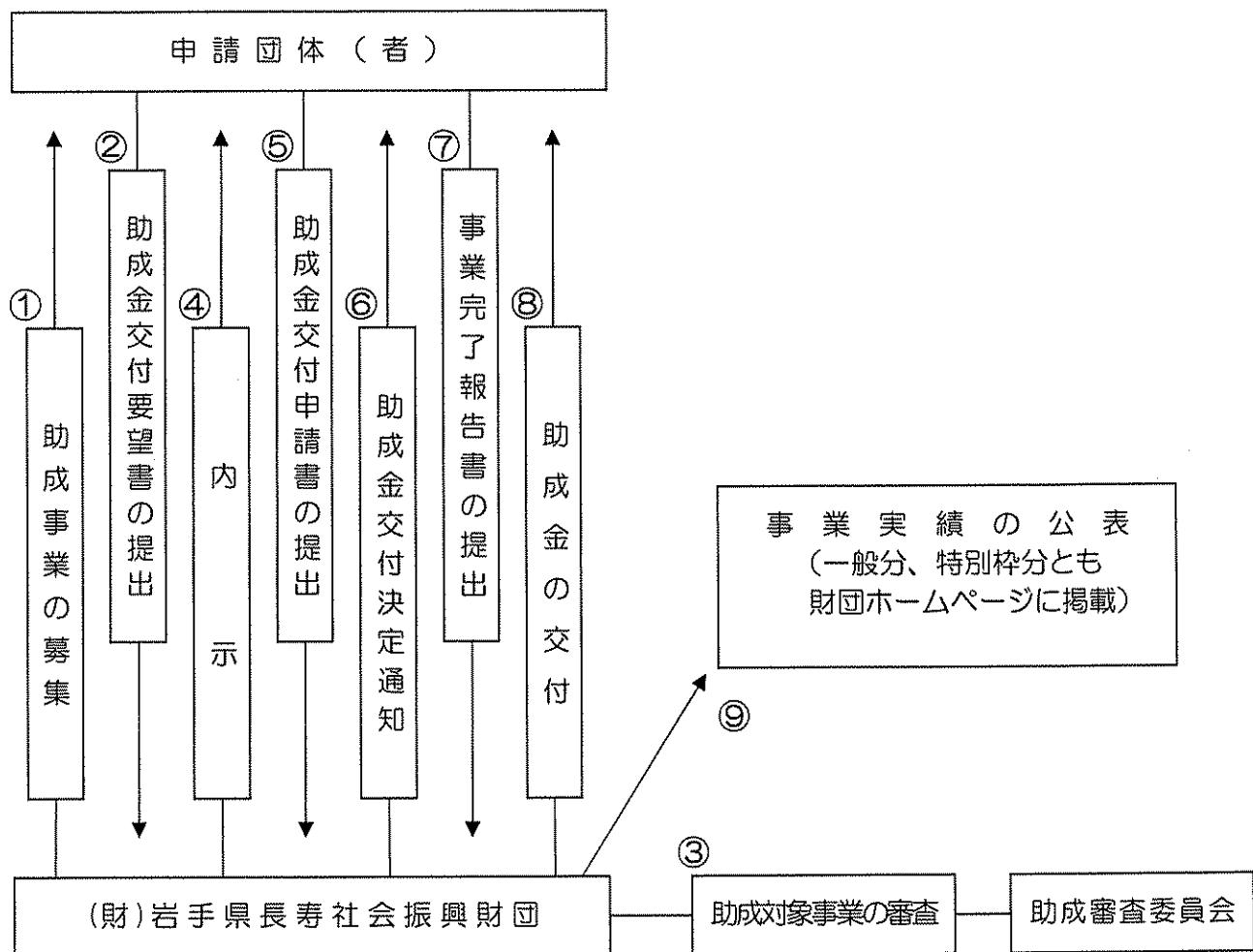
助成金の交付は、原則事業完了後ですが、必要に応じて前金払いを行います。

また、事業が完了した場合には、速やかに「助成事業実績報告書」を提出していただき、書面審査（場合によっては現地調査）を行い、事業の完了が確認された後に助成金を交付します。

なお、事業の実績は財団のホームページに掲載し、一般に公表します。

助成事業の流れ

(一般分の例)



【問合せ・書類の提出先】

〒 020-0015
 盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター3階
 財団法人岩手県長寿社会振興財団 総務課 (担当:大森)
 TEL 019-626-0196
 FAX 019-625-7494
 H P <http://www.iwate-silverz.jp>

助成の対象となる事業区分

(一般事業)

事業区分	事 業 内 容
在宅保健福祉普及向上事業	ア 介護技術の指導、講習、情報提供に関する事業 イ 地域の実情に応じた独自の在宅保健福祉サービスに関する事業 ウ 在宅保健福祉サービスに関する調査研究事業 エ その他の在宅保健福祉の普及向上に資する事業
健康、生きがいづくり推進事業	ア 各種講座、フェスティバル、スポーツ大会等開催事業 イ 健康、生きがいづくりを支援する人材を養成する事業 ウ 健康、生きがいづくり活動等のネットワーク化に関する事業 エ 世代間交流、社会参加等の推進に資する事業 オ 退職労働者の地域活動を促進する事業 カ 健康、生きがいづくりに関する調査研究事業 キ 防災・安全、環境保全に関する事業 ク その他健康、生きがいづくりの推進に資する事業
ボランティア活動活性化事業	ア 高齢者の社会貢献を促進する事業 イ ボランティアの活性化、資質向上に関する事業 ウ ボランティア団体のネットワーク化に関する事業 エ その他ボランティア活動の活性化に資する事業
その他の事業	ア ユニバーサルデザインの推進に関する事業 イ 子育て支援、子どもの健全育成に関する事業 ウ その他保健福祉又は地域福祉の増進に資する事業

(特別枠:高齢者社会参加推進事業)

高齢者等の住民が主体となり、地域の支え合い活動を行う事業で、次に例示する事業

- 1 広域的な事業で社会貢献活動に該当するもの
- 2 新たに設立した団体が行う社会貢献活動で、地域の模範となる事業に該当するもの
- 3 既存の団体が新たに行う社会貢献活動で、地域の模範となる事業に該当するもの
- 4 地域で行われる調査、研究、開発的な事業で、かつ社会貢献活動に該当するもの
- 5 地域としては事例がない又は事例が少ない事業で、社会貢献活動に該当するもの
- 6 その他、先駆的、先導的な事業で、社会貢献活動に該当するもの